

質疑回答書
(平成31年 2月15日公表分)

公立大学法人福岡県立大学理事長 柴田 洋三郎

入札件名:福岡県立大学電力供給

No.	質問	回答
1	契約書第8条関係 単価の変更を行う場合、「発注者受注者協議のうえ」ではなく「受注者からの通知により」へ変更することは可能でしょうか。	受注者との協議を経ずに単価の変更を行うことはできません。
2	契約書第9条4項 支払期限日を経過し、未払金額が発生した場合の延滞利息については、当社の標準供給条件の定める利息(年10%)へ変更することは可能でしょうか。	福岡県より財政支援を受けている本学も、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める支払遅延に対する遅延利息の率で計算した金額を遅延利息として契約の相手方に支払うこととしております。そのため、変更はできません。